

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人伸々会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県奄美市名瀬朝日町10番地3
- (3) 設立認可年月日 平成22年 9月 3日
- (4) 設立登記年月日 平成22年 9月 6日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	碩 伸一郎	
理事	碩 とも子	
同	萩原 章江	
同	碩 伸之介	
同	碩 みなみ	
同	碩 幸之介	
監事	悦田 隆二郎	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	せきクリニック	鹿児島県奄美市名瀬朝日町10番地3	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 3年 8月 8日 理事長、理事の選任
- 令和 3年 8月 7日 令和2年度決算の決定
- 令和 4年 6月 15日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 伸々会  
 所在地 鹿児島県奄美市名瀬朝日町 10 番地 3

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 4年 6月 30日現在)

1. 資 産 額 204,396 千円  
 2. 負 債 額 5,359 千円  
 3. 純 資 産 額 199,037 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	159,797
B 固 定 資 産	44,598
C 資 産 合 計 (A+B)	204,396
D 負 債 合 計	5,359
E 純 資 産 (C-D)	199,037

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 伸々会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県奄美市名瀬朝日町10番地3

貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	159,797	I 流 動 負 債	3,445
II 固 定 資 産	44,598	II 固 定 負 債	1,913
1 有 形 固 定 資 産	44,588	負 債 合 計	5,359
2 そ の 他 の 資 産	10	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	3,000
		II 積 立 金	196,037
		純 資 産 合 計	199,037
資 産 合 計	204,396	負 債 ・ 純 資 産 合 計	204,396



法人名 医療法人 伸々会  
所在地 鹿児島県奄美市名瀬朝日町10番地3

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人伸々会

理事長 碩 伸一朗 殿

私は、医療法人伸々会の令和3年会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月7日

医療法人伸々会

監事 悦田 隆二郎

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。